

事前準備により後継者にかかるリスクを軽減することができます！！

# 特例承継計画 作成支援サービス

以下に該当する経営者様はお気軽にご相談ください。

- 事業承継の準備ができていない
- 事業承継の際に余計な税金は支払いたくない
- 後継者への負担やリスクを少しでも軽減したい
- 何から始めていいのかよくわからない
- 後継者へスムーズに事業を引き継ぎたい
- など



ご存じですか？2018年4月1日に事業承継税制が改正され、  
事業承継における後継者のリスクが軽減されました。

## 税制改正の内容

### ① 税制適用のハードルが下げられました。

- 納税猶予の対象になる株式数上限:2/3
- 相続税の猶予割合:80%
- 対象:一人の先代経営者から一人の後継者のみ

### 新制度

- 納税猶予の対象になる株式数上限:**上限撤廃**
- 相続税の猶予割合:**100%**
- 対象:**複数の株主から代表者である後継者(最大3人)**

### ② 税制適用のリスクが軽減されました。

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される。
- 税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。

### 新制度

- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を免除。**
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に(経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要)。

## 特例適用の要件

▶ 事業承継税制を適用するためには「**特例承継計画**」の作成・提出が必要です。

～税制適用までの流れ～

- ① **特例承継計画**の作成、都道府県庁へ提出
- ② 贈与の実行・相続の開始
- ③ 認定申請(贈与の翌年1月15日まで)
- ④ 税務署へ申告(認定書と申告書等を提出)

－ 特例承継計画のイメージ －



特例承継計画 策定支援	50万円(税別)	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 費用は着手時点で半額を、計画完成時に残金をお支払いいただきます。</li> <li>● 貴社のご状況により、別途事業承継コンサルティングサービスをご提案する場合がございます。</li> </ul>
----------------	----------	----	---

法人名・屋号		ご連絡先	
ご担当者名		役職	
ご要望	<input type="checkbox"/> 特例承継計画の作成を依頼したい <input type="checkbox"/> 詳しく説明を聞きたい		

<お問い合わせはこちら FAX:03-6800-2108>